リコー ひかり 約款

本約款は、第１条に掲げる本サービスを利用する全てのお客様（以下、甲といいます）とリコージャパン株式会社（以下、乙といいます）との間に共通して適用されます。

第１条（本約款の目的）

１．本約款は、別紙１第１項記載の範囲のサービス（以下、本サービスといいます。）を、乙が甲に提供するにあたっての契約条件を定めることを目的とします。

２．乙は、甲の了承を得ることなく、本約款を随時変更することがあります。この場合、乙の利用条件その他本約款の内容は、 改定後のものを適用するものとします。

３．変更後の本約款については、乙が別途定める場合を除いて、乙のホームページ等に表示した時点より効力を生じるものとします。

第２条（用語の定義）

本約款において、下記の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	定義
フレッツ光	東日本電信電話株式会社（以下ＮＴＴ東日本）、西日本電信電話株式会社（以下ＮＴＴ西日本）が「IP 通信網サービス契約約款」に基づき提供する、光ファイバーを用いた電気通信サービス
ＮＴＴ東西	ＮＴＴ東日本、ＮＴＴ西日本の両方もしくはどちらか一方
転用	フレッツ光から本サービスに切り替えること
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
端末設備	同一の構内又は同一の建物(ビル)内に終始するものであり、 配線設備と端末機器をまとめて呼ぶ総称
自営端末設備	甲が設置する端末設備
自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの

第３条（本サービス利用契約の成立）

１．甲は、本サービスを申込む場合、乙所定の申込書に必要事項を記載のうえ、乙に送付するものとします。

２．乙は、本サービスの提供が可能と判断した場合、甲に申込承諾書を発行します。

３．本サービスの契約開始日は、次の日付となります。

（１）開通工事が伴う場合、乙が工事完了を確認した日の翌月１日が契約開始日となります。

（２）開通工事が伴わない場合、乙より甲に送付される「開通のご案内」に記載の日付(毎月末日)が契約開始日となります。

４．甲は、本サービス利用契約期間中に第 1 項に掲げる申込書に記載された事項に変更が生じた場合、すみやかに乙所定の情報変更申請書にて乙に通知を行うものとします。

第４条（本サービス提供開始）

本サービスの提供開始日は、次の日付となります。

（１） 開通工事が伴う場合、工事完了日が本サービス提供開始日となります。

（２） 開通工事が伴わない場合、契約開始日が本サービス提供開始日となります。

第５条（本サービス利用料金）

１．甲は、本サービスの利用料金として、別途乙の定める料金表（以下単に料金表といいます）に記載された金額を乙に支払うものとします。なお、本サービスの料金は、消費税等相当額の記載のない限り税別表示とし、甲は料金支払い時に、消費税等相当額を併せて支払うものとします。

２．乙は、本サービスの料金の請求書を、サービス提供翌月の別途甲乙協議の上定めた日までに甲に交付するものとし、甲は、請求書の交付の翌月末日限りで甲の口座から自動引落の方法により本サービスの料金を支払うものとします。

３．本サービスの利用料金のうち、月額料金は、第３条３項（１）の場合、契約開始日より発生します。第３条３項（２）の場合、契約開始日の翌月１日より発生します。（日割りの請求はありません。）ただし、オプションメニュー：ひかり電話サービスの月額料金については、本サービス提供開始日が月の途中である場合、本サービス提供開始日から末日までの日数で日割りして計算した金額（小数点未満切捨て）が発生します。

４．本サービスの利用料金のうち、従量料金は、本サービス提供開始日より使用実績に応じて発生します。

５．本サービスの実施のため乙のサービス要員が甲を訪問する場合において、訪問場所が次に掲げるいずれかに該当するときは、甲はその都度、前項に掲げる料金のほかに追加料金を支払うものとします。
（１）乙のサービス拠点より片道５０ｋｍ以上の距離があり、かつ２時間以上の移動時間を要する場所にあるとき。
（２）沖縄本島を除く周辺島部にあるとき。

第６条（本サービス利用料金のほかに発生する費用）
１．本サービスの利用に必要となる終端装置等を設置するために管路等の特別な設備を使用することを甲が希望する際は、甲の負担によりその設備を準備するものとします。
２．甲が本サービスを受けるに際し、ＮＴＴ東西との間で契約している「フレッツ光」サービスからの転用となる場合であって、且つ、当該「フレッツ光」にかかる契約にて「フレッツ光」工事料金のうち初期工事費および移転工事費の支払いを分割払いとしていた場合には、甲は、乙の請求に従って、その分割払いに基づき支払い債務が残っている金額相当額を、一括で乙に支払うものとします。
なお、ＮＴＴ東日本からの転用の場合で「月額割」等の工事に伴う割引がある場合には、乙は、フレッツ光工事料の分割払い残債額と割引額を相殺した金額にてこれを甲に請求するものとし、甲は当該金額を乙に支払うものとします。
３．前項の他、本サービス期間中、甲の故意または過失によって本サービスにかかる故障が発生したと認められた場合、甲は、当該故障への対応として発生した費用を実費にて乙に支払うものとします。
４．前項に規定される故障が発生しなかった場合であっても、甲の要望に基づき乙が点検等を実施した場合には、甲は、当該点検等に要した費用を実費にて乙に支払うものとします。

第７条（前提環境）
本サービスは、甲が別紙１第２項に掲げる環境（以下、前提環境といいます。）を保持していることを前提に提供されるものとします。

第８条（本サービス提供区域）
本サービスの提供区域は、別紙１第３項に記載された提供区域に限定されます。

第９条（甲の協力）
１．甲は、乙に対し、本サービスの遂行に必要な資料等（以下、資料等といいます。）を提供するものとします。
２．本サービスの遂行上、甲の事務所等で乙が作業を実施する必要がある場合、甲は、当該作業実施場所（当該作業実施場所における必要な機器、設備等作業環境を含みます。）を乙に提供するものとします。
３．前二項に掲げる甲の協力の遅延または不備によって生じた、本サービスの提供遅延、瑕疵等について、乙はその責任を免れるものとします。

第１０条（資料等の管理）
乙は、甲より提供を受けた資料等および作業環境を、善良なる管理者の注意をもって使用、管理し、本サービス遂行以外の目的で使用しないものとします。また、用途を終えた資料等は、乙の責任と負担において適切に廃棄または甲に返還するものとします。

第１１条（「開通のご案内」の取り扱い）
乙は、本サービスの実施にあたり、甲の本サービス設置先住所宛に「開通のご案内」を納付します。本サービスの利用期間中、甲はこの「開通のご案内」および、「開通のご案内」に記載された情報を自らの責任において管理するものとします。

第１２条（秘密保持）
１．本サービスに関連して、相手方から秘密である旨を指定された情報（以下、秘密情報といいます。）を受領する当事者（以下、受領当事者といいます。）は、秘密情報につき秘密を保持し、情報を開示した当事者（以下、開示当事者といいます。）の事前の書面による承諾を得ずに、これを第三者に開示または漏洩しないものとします。ただし、以下のいずれかに該当する情報は、秘密情報の定義から除外します。
（１）開示の際、すでに公知となっていた情報。
（２）開示後、受領当事者の責めによらずに公知となった情報。
（３）開示時に、既に受領当事者が所有していた情報。
（４）開示後、受領当事者が秘密情報に触れることなく独自に開発した情報。
（５）開示後、受領当事者が第三者より秘密保持義務を負うことなく正当に取得した情報。

２．前項の規定にかかわらず、受領当事者は、裁判所や行政機関の命令等法律に基づき秘密情報を開示する必要のある場合には、秘密情報を開示できるものとします。この場合、受領当事者は開示当事者に対して、その旨を書面で事前に通知するとともに、開示の範囲を最小限にするよう努めるものとします。
３．受領当事者は、本件業務終了後、開示当事者の指示に従い、速やかに秘密情報を返還または廃棄するものとします。

第１３条（本サービスの対象外となる対応）
次に掲げる作業は本サービスの適用外とし、乙は、当該作業の実施について何らの責任も負わないものとします。
（１）乙以外の者が本サービス接続対象機器に設定変更または修理等を行った結果生じた障害に関する障害復旧作業。
（２）コンピュータウイルスまたは不正アクセス等によって本サービス接続対象機器に障害が生じた場合の障害復旧作業。
（３）前各号のほか、乙が定める本サービスの範囲外と判断する作業。

第１４条（保証外）
前提環境から提供される便益は、前提環境の仕様、機能に依拠するものであり、本サービスによって前提環境の完全性、有用性が保証されるものではありません。

第１５条（不可抗力免責）
甲および乙は、天災地変、停電、通信設備の故障、交通機関の遮断そのほかの不可抗力よって本サービス利用契約上の義務を履行できない場合、その原因が解消し、義務の履行が可能となるまでの間、当該義務の不履行責任から免責されるものとします。

第１６条（本サービスの制限等）
１．乙は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な内容を含む通信及び公共の利益のため緊急を要する内容を含む通信を優先的に取り扱うため、甲の通信利用を制限することがあります。
２．乙は、甲による帯域を継続的かつ大量に占有する通信の発生が判明した場合、または特定の利用契約における一定期間内の転送量が当社の定める基準を超える場合、通信速度の制限を行うなど合理的な範囲で本サービスの利用を制限または当該通信を切断することができるものとします。
３．甲は、本サービスを利用中、著しく輻輳が発生した場合は、通信速度が低下しインターネット未接続、あるいは相手先に着信しないことがあります。

第１７条（本サービスの停止および中止）
１．乙は、次に掲げる事由による場合、事前に甲に予告することによって、本サービスの提供を停止することができるものとします。なお、これらの事由が是正される見込みのない場合、甲および乙は、本サービス利用契約を解除することができるものとします。なお、本サービス開始日から２４か月以内に本条により契約解除された場合、甲は、第１８条第７項の規定に準じた解約金を負担するものとします。
（１）料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき
（２）乙又は株式会社リコーと契約を締結しているまたは締結していた他のサービス契約のサービスの料金等について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
（３）前２号に定めるほか、本約款の定めに反する行為であって本サービスに関する乙の業務の遂行または乙の電気通信設備等に著しい支障を及ぼしまたは及ぼすおそれがある行為をしたとき。
（４）甲において前提環境が保持されなくなった場合。
（５）前各号に掲げるほか、本サービスの継続に困難な事情が発生した場合。
２．乙は、次に掲げる事由による場合、事前に甲に予告することによって、本サービスの提供を中止することがあります。
（１）乙の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
（２）第１６条（通信利用の制限等）の規定により、本サービスの利用を中止するとき。
３．前二項の定めにより、乙が本サービスを停止または中止する際、事前に乙の定める方法にて甲に周知するものします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第１８条（甲の解約・変更）
１．甲は、本サービス利用契約成立後に本サービスの解約を希望する場合、乙所定の申請書に記入のうえ乙に送付

するものとします。なお、解約の効力発生日は、各々不備のない申請書が乙に到達した日付にしたがい、次に掲げるとおり決定します。

（１）到達日が暦日１日から１８日までの場合：到達日が属する月の当月末日。但し派遣工事の場合、ＮＴＴ作業員の手配工事状況により、翌月解約になる場合があります

（２）到達日が暦日１８日以降月末日までの場合：到達日が属する月の翌月末日。

２．本サービスを解約する際、乙は甲に解約受付当月までの料金を請求します。（日割りの請求はありません。）オプションメニュー：ひかり電話サービスの月額料金については、解約受付当月１日～解約日までの日数で日割りして計算した金額（小数点未満切捨て）が発生します。

３．甲は、本サービス利用契約成立後に本サービスの変更を希望する場合、乙所定の申請書に記入のうえ乙に送付するものとします。各々不備のない申込書が乙に到達し、変更希望サービスが前提環境を満たしている場合、変更が反映されます。なお、サービス変更の効力発生日は乙の定める日付にて決定するものとします。変更希望のサービスが前提環境を満たしていない場合、サービス変更のご要望に沿うことができません。

４．本サービスの変更をする場合、ご利用機器の交換、再設定などが必要となる場合があります。また別途工事料がかかる場合があります。

５．本条第１項に従い本サービスが解約されたことによって以下のとおりとなることを、甲はあらかじめ了解するものとします。

（１）ＮＴＴ東日本あるいはＮＴＴ西日本との間で締結しているオプションサービスも同時に全て解約されること。

（２）本サービス解約後にＮＴＴ東日本あるいはＮＴＴ西日本との間で「フレッツ光」を再利用する場合には、「フレッツ光」の新規開通工事・機器変更が必要になり、その利用にかかる電話番号、お客様ＩＤ等が変更となる場合があること。

６．本サービスの解約に伴い、本条第５項以外に本サービスに関連するサービスの提供条件については、甲にてサービス提供事業者に事前に確認するものとします。

７．本条第１項に従い、本サービス開始日から２４か月以内にサービス利用契約の解約を希望する場合には、甲は、乙所定の解約金を負担するものとします。

８．本条第７項に加え、甲が本サービスの解約を希望する場合において本サービスにかかる設備撤去等の費用が発生すると乙が判断した場合には、甲はその設備撤去等にかかる費用を負担するものとします。

第１９条（届出）

１．甲は、申し込みの際乙に通知した情報に変更がある場合は、乙所定の方法により、遅滞なく乙に届け出るものとします。なお、甲が契約内容の変更を申し出た場合、乙は、甲に対しその申し出に関する事実を証明する書類の提示を求めることがあります。

２．合併または分割により、甲における本約款上の地位の承継があった場合、甲の地位を承継した法人（以下「承継法人」といいます）は、承継の事実を証明する書類を添えて、乙に届け出るものとします。

３．前二項の場合、技術的条件等から乙が当該契約者に対して本サービスの提供ができないと判断した場合、甲または承継法人は、前条に従い解約の手続きをとるものとします。

４．第１項又は第２項の届け出がなかったことで、甲または承継法人が不利益を被ったとしても、乙は一切その責任を負いません。

第２０条（損害賠償および免責）

１．乙は、次に掲げる事項に対しては、一切の責任を負いません。

（１）前提環境の不備に起因する本サービスの未提供または瑕疵、およびその結果生じた損害。

（２）本サービスの中断、または実施結果によって生じた業務停止、機会損失等の損害。

（３）データ等の漏洩または滅失による損害およびこれらの復旧。

（４）本サービスの利用の結果生じた甲と第三者との間に生じた紛争の処理、および紛争により生じた損害。

２．甲および乙が相手方に損害賠償責任を負う場合、その賠償額は、本サービスの月額料金の１か月分の金額を上限とします。ただし、損害賠償責任を負う当事者に、故意または故意と同視しうる重大な過失がある場合には、かかる賠償制限は適用されません。

３．乙は、前項の規定にかかわらず、ＩＰ通信網サービスまたは音声利用ＩＰ通信網サービス（以下本条において「対象通信網サービス」といいます）を提供すべき場合において、乙の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき（その提供をしなかったことの原因が、本邦のケーブル陸揚局（複数地点間の電気通信のために用いられる海底ケーブルの陸揚げを行う事業所をいいます。以下同じ）若しくは固定衛星地球局より外国側若しくは衛星側の電気通信回線設備における障害であるとき又は接続契約者回線に係る電気通信サービスによるものであるときを除きます。）は、その対象通信網サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場

合を含みます。以下本条において同じ）にあることを乙が知った時刻から起算して、２４時間以上その状態が連続したときに限り、その甲の損害を賠償します。

４．前項の場合において、乙は、対象通信網サービスが全く利用できない状態にあることを乙が知った時刻以後のその状態が連続した時間（２４時間の倍数である部分に限ります。）について、２４時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその対象通信網サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

（１）月額基本料（日割計算による）

（２）従量制の通信料金（対象通信網サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月（１の暦月の起算日（乙が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じ）の前６料金月の１日当たりの平均通信料金（前６料金月の実績を把握することが困難な場合には、乙が別に定める方法により算出した額）により算出します。）

５．乙の故意又は重大な過失により対象通信網サービスの提供をしなかったときは、第３項および第４項の規定は適用しません。

６．乙は、本約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、端末設備等の接続の技術的条件の規定の変更（取扱所交換設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。）により、現に接続契約者回線等に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、乙は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

（※１）本条第４項第２号に規定する乙が別に定める方法により算出した額は、原則として、音声利用ＩＰ通信網サービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における１日当たりの平均通信料金とします。

第２１条（個人情報の取り扱い）

１．本サービスの契約者名、設置先住所などの情報は、開通工事・保守などの目的でＮＴＴ東日本、ＮＴＴ西日本に提供します。

２．本サービス契約者名、設置先住所などの情報は、本サービス実施に関する利用範囲に限定します。

３．本サービスにおける個人情報については、乙のプライバシーポリシーに基づき適切に管理します。
最新のプライバシーポリシーは乙のホームページに掲載しています。　http://www.ricoh.co.jp/privacy/

第２２条（譲渡禁止）

甲および乙は、本サービス利用契約に基づき発生した相手方に対する権利または義務に関して、相手方の承諾なくこれを第三者に譲渡し、または引き受けさせてはならないものとします。

第２３条（解除）

１．甲および乙は、相手方が以下の各号のいずれかに該当した場合、何らの催告なしに直ちに本サービス利用契約を解除することができるものとします。

（１）本サービス利用契約上の債務を履行せず、そのほか本約款に違反し、相当の期間を定めて催告をされたにもかかわらず、なお債務不履行そのほかの違反行為が是正されない場合。

（２）差押、仮差押、仮処分または競売の申立てがあった場合、もしくは公租公課を滞納し督促を受けた場合、あるいは滞納処分により財産の差押を受けた場合。

（３）振出した手形または小切手が不渡りとなった場合、もしくは手形交換所より銀行取引停止処分を受けた場合。

（４）破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始または特別清算開始の申立てがあった場合。

（５）解散事由に該当した場合。

（６）監督行政庁により資格の取消、業務の停止等の行政処分を受けた場合。

（７）重大な背信行為があった場合。

２．甲または乙は、第１項各号のいずれかに該当した場合、契約解除の有無にかかわらず、相手方に対して負担する一切の債務につき当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済するものとします。

３．甲または乙は、第１項に基づき本サービス利用契約を解除した場合であっても、その被った損害につき相手方に対し賠償請求することができるものとします。

第２４条（反社会的勢力との関係排除等）

１．甲および乙は、自己、自己の役員（名称の如何を問わず、経営および事業に支配力を有する者をいいます。）もしくは本サービスの従事者が、次の各号の一つにも該当しないことを誓約します。

（１）暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋、社会運動・政治活動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、そのほかこれらに準ずる反社会的勢力（以下これらを総称して「反社会的勢力」といいます。）であること。
（２）反社会的勢力が出資、融資、取引そのほかの関係を通じて、自己の事業活動に支配的な影響力を有すること。
（３）反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
（４）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に危害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
（５）反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与していると認められる関係を有すること。
（６）反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。

２．甲および乙は、本契約の履行が反社会的勢力の運営に資することがないこと、またはその活動を助長するおそれがないことを誓約します。

３．甲および乙は、次の各号に該当する事項を行わないものとします。
（１）反社会的勢力を利用し、または反社会的勢力に対して資金、便宜の提供若しくは出資等の関与をする等、反社会的勢力と関係を持つこと。
（２）自ら若しくは業務従事者または第三者を利用して以下の行為を行うこと。
・詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いるなどすること。
・事実に反し、自らが反社会的勢力である旨を伝え、または関係団体若しくは関係者が反社会的勢力である旨を伝えるなどすること。
・相手方の名誉や信用等を毀損し、または毀損するおそれのある行為をすること。
・相手方の業務を妨害し、または妨害するおそれのある行為をすること。

４．甲および乙は、相手方が本条の規定に違反した場合、何ら催告なしに直ちに本サービスを解除することができるものとします。この場合、解除を実施した当事者は、相手方に対して、その名目の如何を問わず金員支払そのほか経済的利益提供の義務を負担しないものとします。

第２５条（残存条項）
理由の如何を問わず本サービス利用契約が終了した場合であっても、第１２条、第１４条、第２０条、第２２条、第２３条第３項、第２４条および第２７条の条項は、なお効力を有するものとします。

第２６条（準拠法および管轄裁判所）
本約款に関する準拠法は日本法とし、本サービスに係る全ての訴訟は、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所として解決されるものとします。

第２７条（協議）
本約款に定めなき事項または本約款の解釈について疑義が生じた場合、甲および乙は、信義誠実の原則に従い協議し、円満に解決を図るものとします。

第２８条（準用）
１．ＮＴＴ東日本またはＮＴＴ西日本の通信網を使用して第三者が提供する通信サービスを利用していたお客様が本サービスを申し込む場合には、転用に関する記述を準用するものとします。
２．甲が本サービスの利用を止めて他社が提供する通信サービスの利用を開始する場合には、たとえ甲が引き続きＮＴＴ東日本またはＮＴＴ西日本の通信網を使用する場合であっても、本約款の解約に関する条件が準用されるものとします。

以上

別紙１

１．本サービスの内容

ＮＴＴ東西の「フレッツ光」等の卸提供を受けて乙が提供するベストエフォート型光ブロードバンドサービスです。ＮＴＴ東西の定める「IP 通信網サービス契約約款」または「音声利用 IP 通信網サービス契約約款」に基づいてサービス提供します。本約款の内容と「IP 通信網サービス契約約款」または「音声利用 IP 通信網サービス契約約款」の内容に相違が発生した場合、本約款が優先されるものとします。

※「フレッツ・テレビ」「リモートサポートサービス」およびその他オプションサービスはＮＴＴ東西からのサービス提供となります。

２．サービス内容詳細

①スタンダードメニュー

ベストエフォート型光ブロードバンドサービスとインターネット接続サービスを提供するメニューです。

・メニュー一覧

メニュー名称	内容	対応地域
リコー ひかり スタンダード ファミリータイプ 初期費 平日Ｅａｓｔ	初期工事費用 ＋ 新規開通手数料	ＮＴＴ 東日本 提供地域
リコー ひかり スタンダード ファミリータイプ 初期費 土休日Ｅａｓｔ		
リコー ひかり スタンダード マンションタイプ 初期費 平日Ｅａｓｔ		
リコー ひかり スタンダード マンションタイプ 初期費 土休日Ｅａｓｔ		
リコー ひかり スタンダード ファミリータイプ 初期費 平日Ｗｅｓｔ		ＮＴＴ 西日本 提供地域
リコー ひかり スタンダード ファミリータイプ 初期費 土休日Ｗｅｓｔ		
リコー ひかり スタンダード マンションタイプ 初期費 平日Ｗｅｓｔ		
リコー ひかり スタンダード マンションタイプ 初期費 土休日Ｗｅｓｔ		

メニュー名称	最大通信速度※	対応地域
リコー ひかり スタンダード ファミリータイプＥａｓｔ	上り下り共に 100Mbps	ＮＴＴ 東日本 提供地域
リコー ひかり スタンダード ファミリー・ハイスピードタイプＥａｓｔ	上り 100Mbps, 下 200Mbps	
リコー ひかり スタンダード ファミリー・ギガタイプＥａｓｔ	上り下り共に概ね 1Gbps	
リコー ひかり スタンダード クロス ファミリータイプＥａｓｔ	上下共に最大概ね 10Gbps	
リコー ひかり スタンダード スタートファミリータイプＥａｓｔ	上り下り共に 100Mbps	
リコー ひかり スタンダード マンションタイプＥａｓｔ	上り下り共に 100Mbps	
リコー ひかり スタンダード マンション・ハイスピードタイプＥａｓｔ	上り 100Mbps, 下 200Mbps	
リコー ひかり スタンダード マンション・ギガタイプＥａｓｔ	上り下り共に概ね 1Gbps	
リコー ひかり スタンダード ファミリータイプＷｅｓｔ	上り下り共に 100Mbps	ＮＴＴ 西日本 提供地域
リコー ひかり スタンダード ファミリー・ハイスピードタイプＷｅｓｔ	上り 100Mbps, 下 200Mbps	
リコー ひかり スタンダード ファミリー・スーパーハイスピードタイプＷｅｓｔ	上り下り共に概ね 1Gbps	
リコー ひかり スタンダード クロス ファミリータイプＷｅｓｔ	上下共に最大概ね 10Gbps	
リコー ひかり スタンダード スタートファミリータイプＷｅｓｔ	上り下り共に 100Mbps	
リコー ひかり スタンダード マンションタイプＷｅｓｔ	上り下り共に 100Mbps	
リコー ひかり スタンダード マンション・ハイスピードタイプＷｅｓｔ	上り 100Mbps, 下 200Mbps	
リコー ひかり スタンダード マンション・スーパーハイスピードタイプＷｅｓｔ	上り下り共に概ね 1Gbps	

※最大通信速度は、技術規格上の最大値であり、実際の通信速度を示すものではありません。利用者のご利用環境や回線の混雑状況などにより低下することがあります。

・インターネット接続サービス

動的 IP によるプロバイダサービスとメールアカウントを提供します。

メールアカウントは、乙が所有するドメインによるメールアカウントとなり、なお、メールアカウントで利用できる容量は 100Mbyte となり、ウイルスチェック機能／スパム対策機能が標準提供となります。

※本メニューでインターネット接続サービスを利用するにあたり、甲が過大な通信量を発生させることにより、他にインターネット接続サービスを利用する第三者へ重大な支障を与える、又は与えるおそれのあると乙が判断した場合、利用の公正性を確保するため通信を制限（帯域制御）することがあります。なお、制限は公正性が確保され次第解除します。

※乙は、インターネット上の児童ポルノの流通による被害児童の権利侵害の拡大を防止するために、乙が指定する児童ポルノアドレスリスト作成管理団体が児童の権利を著しく侵害すると判断した児童ポルノ画像および

映像について、事前に通知することなく、甲の接続先サイト等を把握した上で、当該画像および映像を閲覧できない状況に置くことがあります。また、当該措置に伴い必要な限度で、当該画像および映像の流通と直接関係のない情報についても閲覧できない状態に置く場合があります。なお、これらは乙が児童ポルノに係る情報を完全に遮断することを意味するものではありません。

②アクセスメニュー
ベストエフォート型光ブロードバンドサービスを提供するメニューです。
・メニュー一覧

メニュー名称	内容	対応地域
リコー ひかり アクセス ファミリータイプ 初期費 平日Ｅａｓｔ	初期工事費用 ＋ 新規開通手数料	ＮＴＴ 東日本 提供地域
リコー ひかり アクセス ファミリータイプ 初期費 土休日Ｅａｓｔ		
リコー ひかり アクセス マンションタイプ 初期費 平日Ｅａｓｔ		
リコー ひかり アクセス マンションタイプ 初期費 土休日Ｅａｓｔ		
リコー ひかり アクセス ファミリータイプ 初期費 平日Ｗｅｓｔ		ＮＴＴ 西日本 提供地域
リコー ひかり アクセス ファミリータイプ 初期費 土休日Ｗｅｓｔ		
リコー ひかり アクセス マンションタイプ 初期費 平日Ｗｅｓｔ		
リコー ひかり アクセス マンションタイプ 初期費 土休日Ｗｅｓｔ		

メニュー名称	最大通信速度※	対応地域
リコー ひかり アクセス ファミリータイプＥａｓｔ	上り下り共に 100Mbps	ＮＴＴ 東日本 提供地域
リコー ひかり アクセス ファミリー・ハイスピードタイプＥａｓｔ	上り 100Mbps, 下 200Mbps	
リコー ひかり アクセス ファミリー・ギガタイプＥａｓｔ	上り下り共に概ね 1Gbps	
リコー ひかり アクセス クロス ファミリータイプＥａｓｔ	上下共に最大概ね 10Gbps	
リコー ひかり アクセス スタートファミリータイプＥａｓｔ	上り下り共に 100Mbps	
リコー ひかり アクセス マンションタイプＥａｓｔ	上り下り共に 100Mbps	
リコー ひかり アクセス マンション・ハイスピードタイプＥａｓｔ	上り 100Mbps, 下 200Mbps	
リコー ひかり アクセス マンション・ギガタイプＥａｓｔ	上り下り共に概ね 1Gbps	
リコー ひかり アクセス アカデミー ファミリータイプＥａｓｔ	上り下り共に概ね 1Gbps	
リコー ひかり アクセス アカデミー マンションタイプＥａｓｔ	上り下り共に概ね 1Gbps	
リコー ひかり アクセス ファミリータイプＷｅｓｔ	上り下り共に 100Mbps	ＮＴＴ 西日本 提供地域
リコー ひかり アクセス ファミリー・ハイスピードタイプＷｅｓｔ	上り 100Mbps, 下 200Mbps	
リコー ひかり アクセス ファミリー・スーパーハイスピードタイプＷｅｓｔ	上り下り共に概ね 1Gbps	
リコー ひかり アクセス クロス ファミリータイプＷｅｓｔ	上下共に最大概ね 10Gbps	
リコー ひかり アクセス スタートファミリータイプＷｅｓｔ	上り下り共に 100Mbps	
リコー ひかり アクセス マンションタイプＷｅｓｔ	上り下り共に 100Mbps	
リコー ひかり アクセス マンション・ハイスピードタイプＷｅｓｔ	上り 100Mbps, 下 200Mbps	
リコー ひかり アクセス マンション・スーパーハイスピードタイプＷｅｓｔ	上り下り共に概ね 1Gbps	
リコー ひかり アクセス アカデミー ファミリータイプＷｅｓｔ	上り下り共に概ね 1Gbps	
リコー ひかり アクセス アカデミー マンションタイプＷｅｓｔ	上り下り共に概ね 1Gbps	

※最大通信速度は、技術規格上の最大値であり、実際の通信速度を示すものではありません。利用者のご利用環境や回線の混雑状況などにより低下することがあります。また、クロスの技術規格においては、通信品質確保などに必要なデータが付与されるため、実際の通信速度の最大値は、技術規格上の最大値より 10 数%程度低下します。

③オプションメニュー
（１）ひかり電話サービス
音声利用ＩＰ通信網を使用した通話サービスを提供します。その提供条件は、別紙２に定めるものとします。
・メニュー一覧

メニュー名称	内容	対応地域
ひかり電話サービス 基本工事費(派遣)Ｅａｓｔ	初期工事費用 ＋	
ひかり電話サービス 基本工事費(無派遣)Ｅａｓｔ		
ひかり電話サービス 交換機等工事費Ｅａｓｔ		
ひかり電話サービス ネットワーク工事費Ｅａｓｔ		

ひかり電話サービス 単体型ホームゲートウェイ設置工事費Ｅａｓｔ	新規開通手数料	ＮＴＴ東日本 提供地域
ひかり電話サービス 単体型ホームゲートウェイ設定工事費Ｅａｓｔ		
ひかり電話サービス 機器工事費Ｅａｓｔ		
ひかり電話サービス 機器工事費（４ｃｈ）Ｅａｓｔ		
ひかり電話サービス 機器工事費（８ｃｈ）Ｅａｓｔ		
ひかり電話サービス 機器工事費（２３ｃｈ）Ｅａｓｔ		
ひかり電話サービス 機器工事費（３２ｃｈ）Ｅａｓｔ		
ひかり電話サービス 設定変更工事費Ｅａｓｔ		
ひかり電話サービス 基本工事費(派遣)Ｗｅｓｔ		ＮＴＴ西日本 提供地域
ひかり電話サービス 基本工事費(無派遣)Ｗｅｓｔ		
ひかり電話サービス 交換機等工事費Ｗｅｓｔ		
ひかり電話サービス ネットワーク工事費Ｗｅｓｔ		
ひかり電話サービス 単体型ホームゲートウェイ設置工事費Ｗｅｓｔ		
ひかり電話サービス 単体型ホームゲートウェイ設定工事費Ｗｅｓｔ		
ひかり電話サービス 機器工事費Ｗｅｓｔ		
ひかり電話サービス 機器工事費（４ｃｈ）Ｗｅｓｔ		
ひかり電話サービス 機器工事費（８ｃｈ）Ｗｅｓｔ		
ひかり電話サービス 機器工事費（２３ｃｈ）Ｗｅｓｔ		
ひかり電話サービス 機器工事費（３２ｃｈ）Ｗｅｓｔ		
ひかり電話サービス 設定変更工事費Ｗｅｓｔ		

メニュー名称		対応地域
ひかり電話サービス 基本料Ｅａｓｔ	基本料	ＮＴＴ東日本 提供地域
ひかり電話サービスＡ 基本料Ｅａｓｔ		
ひかり電話サービスＡ 基本料（付加サービス分）Ｅａｓｔ		
ひかり電話サービス オフィスタイプ 基本料Ｅａｓｔ		
ひかり電話サービス オフィスＡ 基本料Ｅａｓｔ		
ひかり電話サービス オフィスＡ 基本料（付加サービス分）Ｅａｓｔ		
ひかり電話サービス ナンバー表示Ｅａｓｔ	付加サービス	
ひかり電話サービス ナンバー・リクエストＥａｓｔ		
ひかり電話サービス キャッチ接続Ｅａｓｔ		
ひかり電話サービス 着信転送Ｅａｓｔ		
ひかり電話サービス 着信拒否Ｅａｓｔ		
ひかり電話サービス 着信お知らせメールＥａｓｔ		
ひかり電話サービス ＦＡＸお知らせメールＥａｓｔ		
ひかり電話サービス 追加番号Ｅａｓｔ		
ひかり電話サービス 複数チャネルＥａｓｔ		
ひかり電話サービス グループ通話定額 定額料Ｅａｓｔ		
ひかり電話サービス 一括転送機能Ｅａｓｔ		
ひかり電話サービス 故障・回復通知機能Ｅａｓｔ		
ひかり電話サービス 着信課金 基本機能料Ｅａｓｔ		
ひかり電話サービス 着信課金(複数回線管理機能)Ｅａｓｔ		
ひかり電話サービス 着信課金(発信地域振分機能)Ｅａｓｔ		
ひかり電話サービス 着信課金(話中時迂回機能)Ｅａｓｔ		
ひかり電話サービス 着信課金(着信振分接続機能)Ｅａｓｔ		
ひかり電話サービス 着信課金(受付先変更機能)Ｅａｓｔ		
ひかり電話サービス 着信課金(時間外案内機能)Ｅａｓｔ		
ひかり電話サービス 着信課金(カスタマコントロール機能)Ｅａｓｔ		
ひかり電話サービス 特定番号通知Ｅａｓｔ		
ひかり電話サービス ＃ダイヤル(東日本利用型)Ｅａｓｔ		
ひかり電話サービス ＃ダイヤル(ブロック内利用型)Ｅａｓｔ		
ひかり電話サービス 特定番号接続Ｅａｓｔ		

ひかり電話サービス 許可番号リスト(１ブロックプラン)Ｅａｓｔ		
ひかり電話サービス 許可番号リスト(５ブロックプラン)Ｅａｓｔ		
ひかり電話サービス 許可番号リスト(２５ブロックプラン)Ｅａｓｔ		
ひかり電話サービス 許可番号リスト(５０ブロックプラン)Ｅａｓｔ		
ひかり電話サービス 許可番号リスト(６００ブロックプラン)Ｅａｓｔ		
ひかり電話サービス グループ間内線通話Ｅａｓｔ		
ひかり電話サービス 追加事業所番号Ｅａｓｔ		
ひかり電話サービス 機器使用料（ファミリータイプ）Ｅａｓｔ	対応ルータ	
ひかり電話サービス 機器使用料（マンションタイプ）Ｅａｓｔ		
ひかり電話サービス 対応機器使用料（４ＣＨ用）Ｅａｓｔ	対応アダプタ	
ひかり電話サービス 対応機器使用料（８ＣＨ用）Ｅａｓｔ		
ひかり電話サービス 対応機器使用料（２３ＣＨ用）Ｅａｓｔ		
ひかり電話サービス 対応機器使用料（３２ＣＨ用）Ｅａｓｔ		
ひかり電話サービス 電話帳重複掲載料（ハローページ）Ｅａｓｔ	その他	
ひかり電話サービス 電話帳重複掲載料（タウンページ）Ｅａｓｔ		
ひかり電話サービス ユニバーサルサービス料他Ｅａｓｔ	従量	
ひかり電話サービス 災害募金番組募金額Ｅａｓｔ		
ひかり電話サービス（通話料）Ｅａｓｔ		
ひかり電話サービス（携帯電話等への通話料）Ｅａｓｔ		
ひかり電話サービス（ＩＰ電話への通話料）Ｅａｓｔ		
ひかり電話サービス（ＰＨＳへの通話料）Ｅａｓｔ		
ひかり電話サービス（ポケベル等への通信料）Ｅａｓｔ		
ひかり電話サービス（データ接続通信料）Ｅａｓｔ		
ひかり電話サービス 番号案内料（昼間・夜間ご利用分）Ｅａｓｔ		
ひかり電話サービス 番号案内料（深夜・早朝ご利用分）Ｅａｓｔ		
ひかり電話サービス（海外への通話料）Ｅａｓｔ		
ひかり電話サービスＡ 定額料分通話Ｅａｓｔ		
ひかり電話サービス グループ通話定額　割引額Ｅａｓｔ		
ひかり電話サービス 着信課金通話料Ｅａｓｔ		
ひかり電話サービス 着信課金通話料（移動体発信）Ｅａｓｔ		
ひかり電話サービス ナビダイヤル／テレドームへの通話料Ｅａｓｔ		
ひかり電話サービス 基本料Ｗｅｓｔ	基本料	ＮＴＴ西日本 提供地域
ひかり電話サービスＡ 基本料Ｗｅｓｔ		
ひかり電話サービスＡ 基本料（付加サービス分）Ｗｅｓｔ		
ひかり電話サービス オフィスタイプ 基本料Ｗｅｓｔ		
ひかり電話サービス オフィスＡ 基本料Ｗｅｓｔ		
ひかり電話サービス オフィスＡ 基本料（付加サービス分）Ｗｅｓｔ		
ひかり電話サービス ナンバー表示Ｗｅｓｔ	付加サービス	
ひかり電話サービス ナンバー・リクエストＷｅｓｔ		
ひかり電話サービス キャッチ接続Ｗｅｓｔ		
ひかり電話サービス 着信転送Ｗｅｓｔ		
ひかり電話サービス 着信拒否Ｗｅｓｔ		
ひかり電話サービス 着信お知らせメールＷｅｓｔ		
ひかり電話サービス ＦＡＸお知らせメールＷｅｓｔ		
ひかり電話サービス 追加番号Ｗｅｓｔ		
ひかり電話サービス 複数チャネルＷｅｓｔ		
ひかり電話サービス グループ通話定額 定額料Ｗｅｓｔ		
ひかり電話サービス 一括転送機能Ｗｅｓｔ		
ひかり電話サービス 故障・回復通知機能Ｗｅｓｔ		
ひかり電話サービス 着信課金 基本機能料Ｗｅｓｔ		
ひかり電話サービス 着信課金(複数回線管理機能)Ｗｅｓｔ		
ひかり電話サービス 着信課金(発信地域振分機能)Ｗｅｓｔ		

ひかり電話サービス 着信課金(話中時迂回機能)Ｗｅｓｔ		
ひかり電話サービス 着信課金(着信振分接続機能)Ｗｅｓｔ		
ひかり電話サービス 着信課金(受付先変更機能)Ｗｅｓｔ		
ひかり電話サービス 着信課金(時間外案内機能)Ｗｅｓｔ		
ひかり電話サービス 着信課金(カスタマコントロール機能)Ｗｅｓｔ		
ひかり電話サービス 特定番号通知Ｗｅｓｔ		
ひかり電話サービス ＃ダイヤル(西日本利用型)Ｗｅｓｔ		
ひかり電話サービス ＃ダイヤル(ブロック内利用型)Ｗｅｓｔ		
ひかり電話サービス 特定番号接続Ｗｅｓｔ		
ひかり電話サービス 許可番号リスト(１ブロックプラン)Ｗｅｓｔ		
ひかり電話サービス 許可番号リスト(５ブロックプラン)Ｗｅｓｔ		
ひかり電話サービス 許可番号リスト(２５ブロックプラン)Ｗｅｓｔ		
ひかり電話サービス 許可番号リスト(５０ブロックプラン)Ｗｅｓｔ		
ひかり電話サービス 許可番号リスト(６００ブロックプラン)Ｗｅｓｔ		
ひかり電話サービス グループ間内線通話Ｗｅｓｔ		
ひかり電話サービス 追加事業所番号Ｗｅｓｔ		
ひかり電話サービス 機器使用料（ファミリータイプ）Ｗｅｓｔ	対応ルータ	
ひかり電話サービス 機器使用料（マンションタイプ）Ｗｅｓｔ		
ひかり電話サービス 対応機器使用料（４ＣＨ用）Ｗｅｓｔ	対応アダプタ	
ひかり電話サービス 対応機器使用料（８ＣＨ用）Ｗｅｓｔ		
ひかり電話サービス 対応機器使用料（３２ｃｈ用）Ｗｅｓｔ		
ひかり電話サービス 対応機器使用料Ｗｅｓｔ		
ひかり電話サービス 電話帳重複掲載料（ハローページ）Ｗｅｓｔ	その他	
ひかり電話サービス 電話帳重複掲載料（タウンページ）Ｗｅｓｔ		
ひかり電話サービス ユニバーサルサービス料他Ｗｅｓｔ	従量	
ひかり電話サービス 災害募金番組募金額Ｗｅｓｔ		
ひかり電話サービス（通話料）Ｗｅｓｔ		
ひかり電話サービス（携帯電話等への通話料）Ｗｅｓｔ		
ひかり電話サービス（ＩＰ電話への通話料）Ｗｅｓｔ		
ひかり電話サービス（ＰＨＳへの通話料）Ｗｅｓｔ		
ひかり電話サービス（ポケベル等への通信料）Ｗｅｓｔ		
ひかり電話サービス（データ接続通信料）Ｗｅｓｔ		
ひかり電話サービス 番号案内料（昼間・夜間ご利用分）Ｗｅｓｔ		
ひかり電話サービス 番号案内料（深夜・早朝ご利用分）Ｗｅｓｔ		
ひかり電話サービス（海外への通話料）Ｗｅｓｔ		
ひかり電話サービスＡ 定額料分通話Ｗｅｓｔ		
ひかり電話サービス グループ通話定額　割引額Ｗｅｓｔ		
ひかり電話サービス 着信課金通話料Ｗｅｓｔ		
ひかり電話サービス 着信課金通話料（移動体発信）Ｗｅｓｔ		
ひかり電話サービス ナビダイヤル／テレドームへの通話料Ｗｅｓｔ		

（２）機器オプション

リコーひかり機器を選択した際に使用可能なオプションです。

・メニュー一覧

メニュー名称	内容	対応地域
リコーひかり 機器設置費Ｅａｓｔ	ルータ	ＮＴＴ東日本提供地域
リコーひかり クロス対応機器工事費Ｅａｓｔ	クロス専用ルータ	
リコーひかり 機器設置費Ｗｅｓｔ	ルータ	ＮＴＴ西日本提供地域
リコーひかり クロス対応機器工事費Ｗｅｓｔ	クロス専用ルータ	

メニュー名称	内容	対応地域
リコーひかり 機器使用料Ｅａｓｔ	ルータ	ＮＴＴ東日本提供地域
リコーひかり 無線ＬＡＮカード使用料Ｅａｓｔ		
リコーひかり クロス対応機器使用料Ｅａｓｔ	クロス専用ルータ	
リコーひかり 機器使用料Ｗｅｓｔ	ルータ	ＮＴＴ西日本提供地域
リコーひかり 機器使用料（無線ＬＡＮ機能付）Ｗｅｓｔ		
リコーひかり 無線ＬＡＮカード使用料Ｗｅｓｔ		
リコーひかり クロス対応機器使用料Ｗｅｓｔ	クロス専用ルータ	

（３）故障受付時間延長

受付時間を２４時間３６５日に拡張します。

・メニュー一覧

メニュー名称	対応地域
リコー ひかり 故障受付時間延長（ファミリータイプ）Ｅａｓｔ	ＮＴＴ東日本提供地域
リコー ひかり 故障受付時間延長（マンションタイプ）Ｅａｓｔ	
リコー ひかり 故障受付時間延長（ファミリータイプ）Ｗｅｓｔ	ＮＴＴ西日本提供地域
リコー ひかり 故障受付時間延長（マンションタイプ）Ｗｅｓｔ	

④変更メニュー

契約中のサービスを変更するメニュー

・タイプ変更メニュー一覧

メニュー名称		内容	対応地域
タイプ変更Ａ	リコー ひかり タイプ変更Ａ 平日工事 基本Ｅａｓｔ	ファミリータイプ内でタイプ変更する際の工事＋変更手続費用	ＮＴＴ東日本提供地域
	リコー ひかり タイプ変更Ａ 土休日工事 基本Ｅａｓｔ		
	リコー ひかり タイプ変更Ａ 無派遣工事Ｅａｓｔ		
タイプ変更Ｂ	リコー ひかり タイプ変更Ｂ 平日工事 基本Ｅａｓｔ	マンションタイプ内でタイプ変更する際の工事＋変更手続費用	
	リコー ひかり タイプ変更Ｂ 土休日工事 基本Ｅａｓｔ		
	リコー ひかり タイプ変更Ｂ 無派遣工事Ｅａｓｔ		
タイプ変更Ｃ	リコー ひかり タイプ変更Ｃ 平日工事 基本Ｅａｓｔ	ファミリータイプからマンションタイプへ変更する際の工事＋変更手続費用	
	リコー ひかり タイプ変更Ｃ 土休日工事 基本Ｅａｓｔ		
タイプ変更Ｄ	リコー ひかり タイプ変更Ｄ 平日工事 基本Ｅａｓｔ	マンションタイプからファミリータイプへ変更する際の工事＋変更手続費用	
	リコー ひかり タイプ変更Ｄ 土休日工事 基本Ｅａｓｔ		
タイプ変更Ａ	リコー ひかり タイプ変更Ａ 平日工事 基本Ｗｅｓｔ	ファミリータイプ内でタイプ変更する際の工事＋変更手続費用	ＮＴＴ西日本提供地域
	リコー ひかり タイプ変更Ａ 土休日工事 基本Ｗｅｓｔ		
	リコー ひかり タイプ変更Ａ 無派遣工事Ｗｅｓｔ		
タイプ変更Ｂ	リコー ひかり タイプ変更Ｂ 平日工事 基本Ｗｅｓｔ	マンションタイプ内でタイプ変更する際の工事＋変更手続費用	
	リコー ひかり タイプ変更Ｂ 土休日工事 基本Ｗｅｓｔ		
	リコー ひかり タイプ変更Ｂ 無派遣工事Ｗｅｓｔ		
タイプ変更Ｃ	リコー ひかり タイプ変更Ｃ 平日工事 基本Ｗｅｓｔ	ファミリータイプからマンションタイプへ変更する際の工事＋変更手続費用	
	リコー ひかり タイプ変更Ｃ 土休日工事 基本Ｗｅｓｔ		
タイプ変更Ｄ	リコー ひかり タイプ変更Ｄ 平日工事 基本Ｗｅｓｔ	マンションタイプからファミリータイプへ変更する際の工事＋変更手続費用	
	リコー ひかり タイプ変更Ｄ 土休日工事 基本Ｗｅｓｔ		

・移転メニュー一覧

メニュー名称		内容	対応地域
戸建て向け	リコー ひかり 移転 ファミリータイプ 平日Ｅａｓｔ	ファミリータイプの移転工事	ＮＴＴ東日本提供地域
	リコー ひかり 移転 ファミリータイプ 土休日Ｅａｓｔ		
	リコー ひかり 移転 ファミリータイプ 無派遣Ｅａｓｔ		
集合住宅向け	リコー ひかり 移転 マンションタイプ 平日Ｅａｓｔ	マンションタイプの移転工事	
	リコー ひかり 移転 マンションタイプ 土休日Ｅａｓｔ		
	リコー ひかり 移転 マンションタイプ 無派遣Ｅａｓｔ		
共通	リコー ひかり 同一フロア内移転 平日Ｅａｓｔ	同一フロア内の移転工事	

	リコー ひかり 同一フロア内移転 土休日Ｅａｓｔ		
	リコー ひかり 同一フロア内移転 無派遣Ｅａｓｔ		
戸建て向け	リコー ひかり 移転 ファミリータイプ 平日Ｗｅｓｔ	ファミリータイプの移転工事	ＮＴＴ西日本提供地域
	リコー ひかり 移転 ファミリータイプ 土休日Ｗｅｓｔ		
	リコー ひかり 移転 ファミリータイプ 無派遣Ｗｅｓｔ		
集合住宅向け	リコー ひかり 移転 マンションタイプ 平日Ｗｅｓｔ	マンションタイプの移転工事	
	リコー ひかり 移転 マンションタイプ 土休日Ｗｅｓｔ		
	リコー ひかり 移転 マンションタイプ 無派遣Ｗｅｓｔ		
共通	リコー ひかり 同一フロア内移転 平日Ｗｅｓｔ	同一フロア内の移転工事	
	リコー ひかり 同一フロア内移転 土休日Ｗｅｓｔ		
	リコー ひかり 同一フロア内移転 無派遣Ｗｅｓｔ		

・終端装置変更メニュー一覧

メニュー名称		内容	対応地域
終端装置変更	リコー ひかり 終端装置変更 ファミリータイプ 平日Ｅａｓｔ	ファミリータイプの終端装置変更	ＮＴＴ東日本提供地域
	リコー ひかり 終端装置変更 ファミリータイプ 土休日Ｅａｓｔ		
	リコー ひかり 終端装置変更 マンションタイプ 平日Ｅａｓｔ	マンションタイプの終端装置変更	
	リコー ひかり 終端装置変更 マンションタイプ 土休日Ｅａｓｔ		
	リコー ひかり 終端装置変更 ファミリータイプ 平日Ｗｅｓｔ	ファミリータイプの終端装置変更	ＮＴＴ西日本提供地域
	リコー ひかり 終端装置変更 ファミリータイプ 土休日Ｗｅｓｔ		
	リコー ひかり 終端装置変更 マンションタイプ 平日Ｗｅｓｔ	マンションタイプの終端装置変更	
	リコー ひかり 終端装置変更 マンションタイプ 土休日Ｗｅｓｔ		

・メニュー変更一覧

メニュー名称	内容	対応地域
リコー ひかり メニュー変更Ｅａｓｔ	スタンダードメニューからアクセスメニューへの変更　または アクセスメニューからスタンダードメニューへの変更	ＮＴＴ東日本提供地域
リコー ひかり メニュー変更Ｗｅｓｔ		ＮＴＴ西日本提供地域

⑤工事オプション

本サービスの提供にあたり、必要に応じてＮＴＴ東西の工事を提供するメニューです。

メニュー名称	内容	対応地域
リコー ひかり 工事オプション 配線ルート構築 同日Ｅａｓｔ	フレッツ光を敷設する際の配線経路構築工事	ＮＴＴ東日本提供地域
リコー ひかり 工事オプション 配線ルート構築 別日Ｅａｓｔ		
リコー ひかり 工事オプション 配線ルート構築 同日Ｗｅｓｔ		ＮＴＴ西日本提供地域
リコー ひかり 工事オプション 配線ルート構築 別日Ｗｅｓｔ		

３．故障受付、障害切り分け対応時間

サービス提供形態	受付時間
故障受付/障害切り分け	月～金　8：30～18：00※

※祝祭日、その他弊社の指定日は除きます。

※甲が以下のサービスを契約している場合、当該サービスの提供時間に順じます。

・NETBegin BB パック

※本サービスの故障発生時は乙へご連絡下さい。なお、乙で故障箇所を確認し、故障箇所が乙またはＮＴＴ東西の設備だった場合は甲へ連絡し、サービス要員を派遣する場合があります。

※故障の連絡または故障修理、点検の依頼は甲または利用者から承ります。

利用者からのご依頼であっても、その費用は甲へ請求いたします。

※乙の設備などのメンテナンスや停電などにより電源が供給されない場合等、サービスを一時的に利用できない場合があります。

４．前提環境

（１）共通条件

・甲が本サービスを利用する構内または建物内において、乙が本サービスの利用に必要となる端末設備等を設置するために必要な場所は甲から提供していただきます。

・乙が本約款に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、甲から提供していただくことがあります。

・本サービスの利用に必要となる終端装置等を設置するために管路等の特別な設備を使用することを甲が希望する際は、甲の負担によりその設備を準備していただきます。

（２）ＮＴＴ東西のフレッツ光から転用する場合

（１）の条件に加え、下記に示すＮＴＴ東西の「フレッツ光」回線が以下に示す条件にて稼動していることとします。

・回線終端装置等が正常に動作できる環境になっていること。

・回線の稼動ステータスが稼動中になっていること。

・当該回線のサービス利用料金の支払いが滞りなく行われていること。

本サービスに転用可能なＮＴＴ回線種別一覧

回線種別	対応地域
フレッツ光　ライトプラス	ＮＴＴ東日本提供地域
フレッツ光ネクスト ファミリータイプ	
フレッツ光ネクスト ファミリー・ハイスピードタイプ	
フレッツ光ネクスト ファミリー・ギガラインタイプ	
フレッツ光ネクスト マンションタイプ	
フレッツ光ネクスト マンション・ハイスピードタイプ	
フレッツ光ネクスト マンション・ギガラインタイプ	
フレッツ光ネクスト ビジネスタイプ　＊	
フレッツ光ネクスト プライオ 10　＊	
フレッツ光ネクスト プライオ１　＊	
フレッツ光ライト ファミリータイプ　＊	
フレッツ光ライト マンションタイプ　＊	
フレッツ光クロス　＊	
フレッツ光ネクスト ファミリータイプ	ＮＴＴ西日本提供地域
フレッツ光ネクスト ファミリー・ハイスピードタイプ	
フレッツ光ネクスト ファミリー・スーパーハイスピードタイプ隼	
フレッツ光ネクスト マンションタイプ	
フレッツ光ネクスト マンション・ハイスピードタイプ	
フレッツ光ネクスト マンション・スーパーハイスピードタイプ隼	
フレッツ光ネクスト ビジネスタイプ　＊	
フレッツ光ライト ファミリータイプ　＊	
フレッツ光ライト マンションタイプ　＊	
フレッツ光プレミアム ファミリータイプ　＊	
フレッツ光プレミアム マンションタイプ　＊	
フレッツ光プレミアム　エンタープライズタイプ　＊	
フレッツ光クロス　＊	

＊　のついた回線種別からの転用の場合、工事が発生します。

５．本サービス提供区域

ＮＴＴ東西の定める「IP 通信網サービス契約約款」の提供地域に準じます。

都道府県別サービス提供エリアの目安は以下の通りです。

《ＮＴＴ東日本エリア》

北海道、青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県、茨城県、埼玉県、群馬県、栃木県、

千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
※長野県の一部はＮＴＴ 西日本の提供エリアです。
《ＮＴＴ 西日本エリア》
富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
※静岡県と富山県の一部はＮＴＴ 東日本の提供エリアです。

６．本サービス契約にあたる留意事項
【ＮＴＴ東西からの転用について】
・本サービスの利用者は原則、ＮＴＴ東西のフレッツ光と同一名義とします。
・本サービスの利用者名を、ＮＴＴ東西のフレッツ光の契約者名と異なるものに変更する場合、ＮＴＴ東西が提供するサービス（ひかり電話、フレッツ・テレビ、リモートサポートサービス等）の契約者名も同一にする必要があります。なお、ＮＴＴ東西が提供するサービスの契約者名変更は甲とＮＴＴ東西との間の手続きとなります。
・甲は本サービス申込みに合わせ、ＮＴＴ東西より「転用承諾番号」を取得し、乙所定の申込書に記入のうえ乙に送付するものとします。なお、乙所定の申込書記入内容に不備があった場合、「転用承諾番号」の再取得が必要となる場合があります。
・ＮＴＴ東西の割引サービス（にねん割等）は解約となります。その際、解約金はかかりません。
・甲がプロバイダパック、with フレッツ等を契約している場合は、一部のプロバイダでサービス利用料金が変更となる場合やキャンペーン等が終了または変更となる場合があります。甲にて申し込み前に各プロバイダに確認するものとします。
・ＮＴＴ東西、ＮＴＴファイナンス等が料金請求回収代行を行っている場合、当該料金請求代行の一部が利用できなくなる場合があります。また、料金請求回収代行の対象となるサービスに最低利用期間の定めがある場合は残りのご利用期間に応じた解約金が発生する場合があります。甲にて申し込み前に各サービス提供会社に確認するものとします。
・フレッツ・ＶＰＮワイドおよび、フレッツ・ＶＰＮゲートを用いて各種システム（レセプトオンライン等）を利用されている回線を転用する場合、当該システムがご利用いただけなくなる場合があります。詳しくは、システム提供者にお問い合わせ下さい。
・ＮＴＴ東西のフレッツ光でひかり電話をご利用の場合、転用後の本サービスでオプションメニュー：ひかり電話サービスをご利用頂く必要があります。
・ＮＴＴ東西のフレッツ光で故障受付時間延長（２４時間３６５日）を付加された場合、転用後の本サービスでもオプションメニュー：故障受付時間延長（２４時間３６５日）をご利用頂く必要があります。
・《ＮＴＴ西日本からの転用の場合のみ》
A) フレッツ光ネクストの標準機能として１ライセンス提供されている「セキュリティ対策ツール」については、本サービスへ転用後も引き続きＮＴＴ西日本からのサービス提供にて標準機能としてご利用いただけます。甲が「セキュリティ機能ライセンス・プラス」を契約中の場合は、引き続きＮＴＴ西日本からのサービス提供、請求となります。
B) フレッツ光プレミアムから転用する場合、以下の点にご留意ください。
➢ 転用に伴い、お客さま ID（L から始まる番号）が変更となります。
➢ マンションのフレッツ光サービスの提供形態によっては、転用できない場合があります。
➢ フレッツ・ＶＰＮワイドを利用している場合、転用に伴いフレッツ・ＶＰＮワイドは廃止されます。継続してフレッツ・ＶＰＮワイドを使用する場合、転用申込の前にＮＴＴ西日本にフレッツ光ネクストへの品目変更をお申込ください。
C) フレッツ光　マイタウンを契約している場合、本サービスに転用することができません。
D) フレッツ光プレミアムと「ひかり電話オフィスタイプ」を利用している場合、本サービスへの転用に先立って、お客さまからＮＴＴ西日本に対し、「フレッツ光ネクスト」への「品目変更」のお申込み、工事が必要となります。
E) 「ひかり電話ビジネスタイプ」を利用している場合、本サービスへの転用に先立って、お客さまからＮＴＴ西日本に対し、ひかり電話オフィスタイプ等への変更申込み、工事が必要となります。
F) フレッツ・オフィス、フレッツ・オフィスワイド、フレッツ・グループを利用している場合、本サービスに転用することができません。

【本サービスの工事について】
・本サービスの工事は、乙並びにＮＴＴ東西指定の工事業者が実施します。

・派遣工事の際、甲は必ず立会いを行うこととし、事前に乙に立会い者の情報を伝えることとします。工事当日、立会い者不在によって工事を行うことができず再派遣となった場合、甲は、乙からの請求内容に従い、その派遣にかかる請求金額を乙に支払うものとします。
・甲は、本サービスの工事に伴い、ビル管理会社、不動産会社等への届出が必要な場合は工事日当日までに手続きを完了するものとします。
・無派遣工事の場合、ＮＴＴ東西より ONU 等の「回収キット」が甲に送付される場合があります。その際は、甲にて取り外した ONU 等を封入し、ＮＴＴ東西へ速やかに返送するものとします。一定期間経過後、機器の返送がない場合、機器相当額の費用が発生する場合があります。
・本サービスの申込に関して、以下のとおりとなることを甲はあらかじめ了解するものとします。
A) 工事の空き状況により、甲が申込時に希望した工事日に添えない可能性があること。
B) やむを得ず交通事情などにより甲が申込時に希望した工事時刻に添えない可能性があること。
C) 本サービス利用場所の設備状況などにより甲が申込時に希望したサービス内容を利用できない可能性があること。
D) 本サービスの利用に必要となる終端装置等を設置するために管路等の特別な設備を使用することを甲が希望する際は、甲の負担によりその設備を準備すること。

【機器の返却について】
・乙が本サービス提供に必要な機器の返却を依頼した際は、甲は速やかに該当機器を返却するものとします。一定期間経過後、甲より機器の返却がない場合、機器相当額の費用が発生する場合があります。

以上

別紙２【ひかり電話サービス特約】

乙は、リコーひかり約款および以下の特約に従い、ひかり電話サービスとして、音声利用ＩＰ通信網を使用した通話サービス（以下「本通話サービス」といいます。）を提供します。

第１条（本特約の目的）
本特約は、リコーひかり約款の特約として、本通話サービスを乙が甲に提供するに当たっての条件を定めることを目的とします。なお、本通話サービスの利用に関連して、本特約とリコーひかり約款本文または別紙１との間に齟齬が生じた場合は、本特約を優先して適用するものとします。

第２条（用語の定義）
本特約において、下記の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	定義
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
国内通信	通信のうち本邦内で行われるもの
国際通信	通信のうち本邦と外国（インマルサットシステムに係る移動地球局（海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局および可搬型地球局をいいます。以下同じ）および乙が別に定める電気通信事業者の衛星電話システムに係る衛星携帯端末（以下、「特定衛星携帯端末」といいます。）を含みます。以下同じ）との間で行われるもの。
音声利用ＩＰ通信網	主として通話並びに通話に付随する映像および符号による通信（電気通信番号規則（平成９年郵政省令第 82 号）に定める電気通信番号（乙が別に定めるものに限ります）を相互に用いて行うものとします）の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備およびこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じ）
契約者回線	本特約に基づき甲が利用可能な電気通信回線
利用回線	本通話サービスの利用に必要となる電気通信回線
取扱所交換設備	本通話サービスの取扱所に設置される交換設備（その交換設備に接続される設備等を含みます）
端末設備	利用回線等の一端に接続される電気通信設備であって、一の部分の設置場所が他の部分の設置場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます）または同一の建物内にあるもの
自営端末設備	甲が設置する端末設備
自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
技術基準等	端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）および端末設備等の接続の技術的条件

第３条（外国における取扱いの制限）
本通話サービスの取扱いに関しては、外国の法令、外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

第４条（契約者回線番号）
１．本通話サービスの契約者回線番号は、１の利用回線ごとに乙が定めます。
２．乙は、技術上または業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、本通話サービスの契約者回線番号を変更することがあります。

第５条（請求による契約者回線番号の変更）
甲は、迷惑電話（いたずら、いやがらせその他これに類する通信であって、現にその通信の受信者が迷惑であると認めるものをいいます）または間違い電話（現に使用している契約者回線番号に対して、反復継続して誤って接続される通信をいいます）を防止するために、契約者回線番号を変更しようとするときは、乙が指定する方法によりその変更の請求をしていただきます。

2. 乙は、前項の請求があったときは、乙の業務の遂行上支障がある場合を除いて、その請求を承諾します。

第６条（付加機能の提供）
　乙は、甲から請求があったときは、料金表に定めるところにより付加機能を提供します。ただし、その付加機能の提供が技術的に困難なときまたは保守することが著しく困難である等乙の業務の遂行上支障があるときは、その付加機能を提供できないことがあります。

第７条（付加機能の利用の一時中断）
　乙は、甲から請求があったときは、その付加機能の利用の一時中断を行います。

第８条（相互接続点との間の通信等）
１．相互接続通信は、乙が別に定めた通信に限り行うことができるものとします。
２．相互接続通信を行うことができる地域（以下、「接続対象地域」といいます。）は、乙またはＮＴＴ東西が相互接続協定により定めた地域とします。

第９条　（通信の切断）
　乙は、気象業務法（昭和２７年法律第１６５号）第１５条第２項の定めによる警報事項の通知に当たり必要がある場合は、通信を切断することがあります。この場合、あらかじめその通信をしている者にそのことを通知します。

第１０条　（通信利用の制限等）
　甲は、リコーひかり約款に定めるところにより、利用回線を使用することができない場合においては、本通話サービスを利用することができないことがあります。

第１１　条（通信時間の測定等）
１．通信時間は、双方の契約者回線等を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、発信者又は着信者による送受話器をかける等の通信終了の信号を受けてその通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、乙またはＮＴＴ東西の機器（相互接続通信の場合には協定事業者の機器を含みます。以下同じ）により測定します。
２．次の時間は、前項の通信時間には含みません。
(ア)回線の故障等通信の発信者又は着信者の責任によらない理由により、通信の途中に一時通信ができなかった時間
(イ)回線の故障等発信者又は着信者の責任によらない理由により通信を打ち切ったときは、別途料金表に定める分数又は秒数に満たない端数の通信時間

第１２条　（国際通信の取扱い地域）
　国際通信の取扱い地域は、料金表に定めるところによります。

第１３条（契約者回線番号等通知）
１．契約者回線等からの通信については、その契約者回線等に係る甲の契約者回線番号を着信先へ通知します。ただし、次の通信については、この限りでありません。
　（１）通信の発信に先立ち、「１８４」をダイヤルして行う通信。
　（２）契約者回線番号非通知（甲の請求により、契約者回線等から行う通信について、その契約者回線番号を着信先へ通知しないことをいいます）の扱いを受けている契約者回線等から行う通信（乙が別に定める方法により行う通信を除きます）。
　（３）その他乙が別に定める通信。
２．前項の定めにより、その契約者回線等の契約者回線番号を着信先へ通知しない扱いとした通信については、着信先が電気通信事業者の別に定める付加機能を利用している場合はその通信が制限されます。
３．乙は、前二項にかかわらず、契約者回線等から、電気通信番号規則第１１条に定める緊急通報に関する電気通信番号をダイヤルして通信を行う場合は、その契約者の契約者回線番号、氏名または名称および契約者回線等に係る終端（回線収容部に収容されるもの以外のものとします）の場所を、その着信先の機関へ通知することがあります。ただし、通信の発信に先立ち「１８４」をダイヤルして行う通信については、この限りでありません。
４．乙は、前三項の定めにより、契約者回線番号等を着信先へ通知するまたは通知しないことに伴い発生する損害については、本特約中の責任の制限の定めに該当する場合に限り、その定めにより責任を負います。

※１　本条第１項第２号に定める乙が別に定める方法により行う通信は、通信の発信に先立ち、「１８６」をダイヤルして行う通信とします。
※２　本条第２項に定める電気通信事業者が別に定める付加機能は、発信電話番号通知要請機能とします。
※３　甲は、本条の定め等により通知を受けた契約者回線番号等の利用にあたっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重するものとします。

第１４条　（料金および工事に関する費用）
１．乙が提供する本通話サービスの料金は、基本料金、通信料金および手続きに関する料金とし、料金表に定めるところによります（本通話サービスの態様に応じて、基本額、番号使用料、付加機能使用料およびユニバーサルサービス料他を合算したものとなります）。
２．乙が提供する本通話サービスの工事に関する費用は、工事費とし、料金表に定めるところによります。

第１５条（基本料金の支払義務）
甲は、その契約に基づいて乙が本通話サービスの提供を開始した日（付加機能についてはその提供を開始した日）から起算して、契約の解除があった日（付加機能についてはその廃止があった日）の前日までの期間（提供を開始した日と解除または廃止があった日が同一の日である場合は、1 日間とします）について、料金表に定める基本料金の支払いを要します。

第１６条（通信料金の支払い義務）
１．甲は、その契約者回線等から契約者回線等へ行った通信（その契約者回線等の契約者以外の者が行った通信を含みます）について、乙が確認した通信時間と料金表の定めとに基づいて算定した通信料金の支払いを要します。
２．契約者は、契約者回線等と乙が別途指定するものとの間の通信について、本通話サービスに係る部分と乙が別途指定する電話サービス、総合ディジタル通信サービスまたは特定地域向け音声利用 IP 通信網サービスに係る部分とを合わせて、乙が測定した通信時間と料金表の定めとに基づいて算定した通信料金の支払いを要します。ただし、乙が別途指定するものから契約者回線等へ行った通信料金については、それぞれ乙が指定する事業者が定める電話サービス契約約款、総合ディジタル通信サービス契約約款または特定地域向け音声利用 IP 通信網サービス契約約款等に定めるところによります。
３．相互接続通信の料金の支払義務については、前２項の定めにかかわらず、甲または相互接続通信の利用者は、相互接続協定に基づき乙またはＮＴＴ東西の契約約款等に定めるところにより、相互接続通信に関する料金の支払いを要します。相互接続通信に係る料金の設定またはその請求については、乙またはＮＴＴ東西が行うものとし、接続形態別の具体的な取扱いについては、相互接続協定に基づき乙またはＮＴＴ東西が別に定めるところによります。
４．前３項の定めにかかわらず、付加機能等を利用して行った通信の通信料金について、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
５．甲（相互接続通信の利用者を含みます。以下本項において同じとします）は、通信の料金について、乙の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、甲と協議し、その事情を参酌するものとします。

第１７条　（料金の計算等）
料金の計算方法は、料金表に定めるところによります。ただし、乙が請求した料金等の額が支払いを要する料金等の額よりも過小であった場合は、乙が別に定める場合を除き、本特約の定めにより料金表に定める料金または工事に関する費用（乙が請求した料金または工事に関する費用の額と本特約の定めにより料金表に定める料金または工事に関する費用の支払いを要するものとされている額との差額を含みます）の支払いを要します。

第１８条（通話履歴情報の提供）
１．乙は、通話履歴情報を、別途乙が運営するポータルサイト「MyRICOH」により甲に提供します。
２．甲は、申込み時に提供先として指定した「MyRICOH ID」を用いて「MyRICOH」にログインし、通話履歴情報を閲覧することができます。
３．甲は、通話履歴情報の提供先としての「MyRICOH ID」及びそのパスワードを厳重に管理すると共に、通話履歴情報の提供先として別の「MyRICOH ID」を指定する場合は直ちに乙に通知するものとします。
４．乙は、甲が前項の管理・通知義務を怠ったことに起因して通話履歴情報が甲以外の第三者の知るところになったとしても、一切の責任を負わないものとします。

第１９条（甲の維持責任）
　甲は、自営端末設備または自営電気通信設備を技術基準等に適合するよう維持するものとします。

第２０条（甲の切分責任）
１．甲は、自営端末設備または自営電気通信設備が利用回線等に接続されている場合であって、乙の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備または自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、乙に修理の請求をしていただきます。
２．前項の確認に際して、甲から請求があったときは、乙は、本通話サービス取扱所において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。
３．乙は、前項の試験により乙が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により乙の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備または自営電気通信設備にあったときは、甲にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。
（注）本条は、乙が別に定めるところにより乙と保守契約を締結している自営端末設備または自営電気通信設備には適用しません。

第２１条　（承諾の限界）
　乙は、甲から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なときまたは保守することが著しく困難である等乙の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、本特約において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第２２条　（利用に係る甲の義務）
１．甲は、以下を遵守する義務を負うものとします。
（１）故意に接続契約者回線等を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換または本通話サービスの品質確保に妨害を与える行為を行わないこと。
（２）故意に多数の不完了呼を発生させる等、通信の輻輳を生じさせるおそれがある行為を行わないこと。
２．甲は、前項の定めに違反して電気通信設備を亡失し、またはき損したときは、乙が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

第２３条（技術的事項）
本通話サービスにおける基本的な技術的事項は、乙が別に定めるところによります。

第２４条（利用上の制限）
甲が、次に掲げる態様で通信を行うことを禁じます。
甲が、コールバックサービス（本邦から発信する国際通信を、外国から発信する形態に転換することによって通信を可能とする形態の電気通信サービスをいいます。以下同じ）のうち、乙の電気通信設備の品質と効率を著しく低下させる次に掲げる方式のものを利用し、または他人に利用させること。

方式	概要
ポーリング方式	外国側から本邦宛に継続して電話の請求が行われ、本邦側の利用者がコールバックサービスの利用を行う場合にのみ、それに応答することで提供がなされるコールバックサービスの方式
アンサーサプレッション方式	その提供に際して、乙が国際通信の通信時間の確認を行うために用いる応答信号が不正に抑圧されることとなるコールバックサービスの方式

第２５条（甲の氏名の通知等）
１．甲は、乙またはＮＴＴ東西と相互接続通信に係る契約を締結している事業者から請求があったときは、乙がその契約者の氏名、住所および契約者回線番号等を、その事業者に通知する場合があることについて、同意するものとします。
２．相互接続通信（乙が別に定める付加機能によりその相互接続通信に転送されることとなる通信を含みます。以下本項において同じ）に係る契約を締結している者は、その相互接続通信を行うときに、乙がその相互接続通信の発信に係る契約者回線番号等相互接続のために必要な情報を、その相互接続通信に係る事業者に通知することについて、同意していただきます。

３．甲（相互接続通信の利用者を含みます）は、契約者回線等から、乙または電気通信事業者が別に定める付加機能を利用する契約者回線等への通信を行った場合、その通信があった日時、その通信に係る発信電話番号等（電話番号その他乙が別に定める番号等をいいます）、その通信の着信に係る契約者回線番号、録音されたメッセージ等の内容を、電子メールによりその付加機能を利用する契約者の指定するメールアドレスに送信することがあることについて、同意していただきます。
４．甲（相互接続通信の利用者を含みます。以下この項において同じとします）は、乙が通信履歴等その契約者に関する情報を、乙の委託により本通話サービスに関する業務を行う者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

第２６条　（ＮＴＴ東西からの通知）
甲は、乙が、料金または工事に関する費用の適用に当たり必要があるときは、ＮＴＴ東西からその料金または工事に関する費用を適用するために必要な甲の情報の通知を受けることについて、承諾するものとします。

第２７条　（番号案内）
１．乙は、乙が付与した契約者回線番号または契約者回線番号以外の番号もしくは乙または乙が別に定める事業者が提供する電気通信サービスの番号の案内（以下、「番号案内」といいます。）を行います。
２．前項に定めるほか、番号案内に係る料金その他の提供条件は、乙またはＮＴＴ東西もしくは乙が別に定める事業者が定める電話サービス契約約款等の定めに準じて取り扱います。

第２８条　（番号情報の提供）
１．乙は、乙の番号情報（電話帳掲載または番号案内に必要な情報（第２７条（番号案内）の定めにより番号案内を省略することとなった契約に係る情報を除きます）をいいます。以下本条において同じ）について、番号情報データベース（番号情報を収容するために乙またはＮＴＴ東西が設置するデータベース設備をいいます。以下本条において同じ）に登録します。
２．甲は、前項の定めにより登録した番号情報が、番号情報データベースを設置するＮＴＴ東西から電話帳発行または番号案内を行うことを目的とする電気通信事業者等（乙が別に定める者に限ります）に提供されることを予め了承するものとします。
※1 乙は、電気通信事業者等が「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成 16 年総務省告示第 695 号）」等の法令に違反して番号情報を目的外等に利用した場合は、その電気通信事業者等への番号情報の提供を停止する措置を行います。
※2 番号案内のみを行うものとした番号情報については、番号案内の目的に限定してその番号情報を電気通信事業者等が利用する場合に乙またはＮＴＴ東西が提供します。

第２９条（情報料回収代行）
１．甲は、有料情報サービス(本通話サービスを利用することにより有料で情報の提供を受けることができるサービスであって、乙以外の者が、乙によるその料金の回収代行について乙の承諾を得たうえで提供するものをいいます。以下同じ）の利用があった場合には、有料情報サービスの提供者（以下、「情報提供者」といいます。）に支払う当該サービスの料金（有料情報サービスの利用の際に、情報提供者がお知らせする料金をいいます。以下同じ）を、乙がその情報提供者の代理人として回収することを承諾するものとします。
２．乙は、有料情報サービスの料金を、乙の機器により計算した上で、本通話サービスの通信に適用される月ごとに集計のうえ請求します。
３．乙は、有料情報サービスで提供される情報の内容等乙の責めによらない理由による損害については、一切責任を負いません。

第３０条　（法令に定める事項）
　本通話サービスの提供または利用に当たり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第３１条　（附帯サービス）
本通話サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別に定めるところによります。

第３２条（サービスの廃止）
１．乙は、本通話サービスの全部または一部を廃止することがあります。
２．乙は、前項の定めにより本通話サービスを廃止するときは、相当な期間前に甲に告知します。

以上